

「衛生推進者」養成講習のご案内

—法令に基づく養成講習・修了証を発行—

一般社団法人 新宿労働基準協会

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場のうち、非工業的業種（裏面）にあつては「衛生推進者」を選任しなければならないとされています。

「衛生推進者」が、労働災害や健康障害の防止、健康教育について、具体的な職務を担うことを考えますと、法定の養成講習を受講した「衛生推進者」を選任し、安全衛生管理体制の一翼を担っていただくことは、益々重要なものとなっています。

つきましては、東京労働局長の登録教習機関として「衛生推進者養成講習」を下記により実施いたしますので、関係従業員の受講につきまして、ご案内いたします。

なお、本講習は安全衛生推進者養成講習と合同で実施します。

記

1 講習日時・会場

講習名	講習日時	会場
平成30年度 第1回 衛生推進者養成講習	平成30年6月14日（木） 9：35～16：10	「BIZ新宿」 新宿区西新宿6-8-2 （地図裏面）

2 受講料

衛生推進者 8,340円（税込・テキスト代込）

3 受講申込

下欄の申込書に記入の上、協会事務局へFAXしてください。

4 申込及び振込期日・定員

平成30年6月7日（木） 定員 60名

5 受講料の振込先

銀行名 三菱東京UFJ銀行 大久保支店

口座名義 （社）新宿労働基準協会

口座番号 普通預金 3991676

振込人名の前に、講習会の月日をご記入下さい（例0614 ○○カイシャ等）

※4月1日から銀行名が三菱UFJ銀行に変更になります。

6 その他

- （1）申込み後の取消しは、各開催日の1週間前（6月7日）までにお願ひします。それ以降の取消しには応じかねますので予めご了承ください。
- （2）受講者には講習開催日の1カ月ほど前に「受講票」をお送りしますので、受講日に受付に提示してください。
- （3）衛生推進者養成講習の受講日の受付時間は、9:00～9:30です。講習の時間は9:35～16:10です。
- （4）講習終了後に「修了証」を交付しますので、講習会当日は、受領の認印をご持参ください。

7 安全衛生推進者・衛生推進者の区分

区 分	業 種
安全衛生推進者 (10人以上50人未満)	建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、林業、鉱業、ガス業、水道業、熱供給業、自動整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業
衛生推進者 (10人以上50人未満)	上記以外の業種(卸売・小売業、金融業、教育・研究業、保健衛生・社会福祉業、飲食店、ビルメン・警備業、企業本社)

「講習会場」 B I Z 新宿 新宿区西新宿6-8-2



第1回 平成30年6月14日(木)

衛生推進者養成講習 受講申込書

事業場名		TEL	
所在地	〒	担当者	
フリガナ 1受講者氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	〒		
フリガナ 2受講者氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	〒		

提出先(一社) 新宿労働基準協会 FAX 3366-8865 TEL 3366-4737

※本件個人情報は、本講習会のみで使用させていただきます。

hp

その他の講習会は、当会ホームページをご覧ください。

<http://kyokai.sinjuku-roudou.org>